

議員提出議案第2号

公立・公的424病院に対する具体的対応方針の「再検証」要請を
白紙撤回し、地域医療を充実するよう求める意見書

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2
項の規定により提出する。

令和2年3月23日 提出

提出者	琴浦町議会議員	大平高志
賛成者	同	福本まり子
	同	井木裕
	同	青亀壽宏
	同	手嶋正巳
	同	高塚勝
	同	押本昌幸

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

公立・公的 424 病院に対する具体的対応方針の「再検証」 要請を 白紙撤回し、地域医療を充実するよう求める意見書

厚生労働省は昨年 9 月 26 日、すでに各地域で合意している 2025 年「地域医療構想」を踏まえた公的・公立病院の「具体的対応方針」に関し、「再検証」を要請する 424 病院を、突然名指しで公表した。424 病院の中には、鳥取県の 4 病院（町立岩美病院、町立西伯病院、町立日南病院、鳥取県済生会境港総合病院）が含まれており、「病院がなくなるのではないかと」関係自治体、町民・市民、病院関係者、医療関係者に大きな衝撃と不安をもたらした。再編・統合の対象とされた 4 病院は、いずれも医療資源が乏しい地域において、住民の命と健康を守るうえで欠かせないものであり、安心して住み続けられる地域づくりに欠かせないものである。厚生労働省が、一方的に病院名を名指しで公表したことに、国の医療行政に対する不信が一気に広がった。

各医療機関のあり方に対して、何ら決定する機能を有しない政府・厚生労働省が病院名まで上げ、事実上強制ともとれる要請を行う今回の病院名の公表は撤回すべきである。

また、地域医療構想は、各県、各自治体が検討した計画をもとに進めており、国は地方で深刻な医師不足などの解消や、どこに住んでも安心して暮らせる地域医療の堅持のための支援にこそ力を入れるべきである。

以上の観点から、公立・公的病院に対する「再検証」の要請を白紙撤回し、いつでも・どこでも・誰もが必要な医療を受けられ、安心して住み続けられる地域医療を構築することを求める。

以上、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 23 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

内閣総理大臣
厚生労働大臣